

震災 30 年事業「レジリエンスセッション」企画運營業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務目的・業務内容

別紙「震災 30 年事業「レジリエンスセッション」企画運營業務 委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日より、令和 7 年 5 月 31 日（金）まで

(3) 契約金額の上限

金 30,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

2. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除することがある。

(2) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

(3) 委託金額の支払いは、業務終了後に検査完了次第行うものとする。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの業務の履行実績に応じて、検査に合格した履行部分に対する代価の 10 分の 9 を上限として部分払いを行う（部分払いした金額は業務終了後の支払いから除く）。

(4) 契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」のとおり

(5) その他

契約締結後、当該契約中の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

(2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされてい

る団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。

(7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

(9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

(10) 共同企業体による応募の場合は、次の条件を全て満たしていること。

① 共同企業体の構成員は、上記（1）～（9）の要件を満たしていること。

② 共同企業体の構成員は、業務委託について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

③ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

4. スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年7月10日（水曜） |
| (2) 参加申請書類及び質問票の提出期限 | 令和6年7月25日（木曜）17時30分（必着） |
| (3) 質問への回答 | 令和6年8月2日（金曜）（予定） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和6年8月23日（金曜）17時30分（必着） |
| (5) 選定委員会 | 令和6年8月27日（火曜）（予定） |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| (6) 選定結果通知 | 令和6年9月上旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 契約候補者選定後、速やかに締結 |

5. 参加申請書類の提出

(1) 提出期限：令和6年7月25日（木曜）17時30分（必着）

(2) 提出方法：本要領10に定める担当部署あてに電子メールにより提出すること。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、8時45分から17時30分までの間とする（ただし、12時から13時までの間を除く）。

※郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が確認できる方法により提出すること。

(3) 提出書類

① 応募登録申込書（様式1号）

② 応募資格確認書（様式2号）

③ 団体概要（様式3号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可。

6. 質問票の提出

本要領や仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問票（様式4号）により行うこと。

なお、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和6年7月25日（木曜）17時30分（必着）

(2) 提出方法：本要領10に定める担当部署あてに電子メールにより提出すること。

- (3) 提出書類：質問票（様式4号）
- (4) 回答方法：参加申込書を提出した全ての者に対して電子メールで回答する。なお、質問のあった参加者名は公表しない。
- (5) その他：神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書・見積書の提出

- (1) 提出期限：令和6年8月23日（金曜）17時30分（必着）
- (2) 提出方法：本要領10に定める担当部署あてに電子メールより提出すること。
 - ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、8時45分から17時30分までの間とする（ただし、12時から13時までの間を除く）。
 - ※郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が確認できる方法により提出すること。
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書提出書（様式5号）
 - ② 企画提案書（参考様式6号、様式自由）
 - 以下の通り、仕様書にある業務内容等に沿って、提案内容を記載すること。
 - 実施体制・業務スケジュール
 - ・実施体制全体の組織図、ラインごとの人数
 - ・企画運営業務全体の実施スケジュール案
 - イベント企画
 - ・企画内容のイメージ
 - ・イベント内容にあわせたレイアウト図案
 - ・各会場の活用方法や回遊性の向上策
 - 広報
 - ・広報計画のイメージ
 - ③ 見積書（様式自由）
 - ※見積り金額は、上記1（4）契約上限額で示した金額の範囲内で、提示すること。
 - ④ 共同企業体結成届出書（様式7号）※共同企業体の場合のみ
 - ⑤ 共同企業体結成同意書（様式8号）※共同企業体の場合のみ
 - ⑥ 法人・団体等の本店、支店の所在地がわかる資料（様式自由）
 - ⑦ その他補足資料（任意、様式自由）

8. 選定方法及び結果の通知

- (1) 選定方法
 - ・「震災30年事業「レジリエンスセッション」企画運営業務」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で提出された企画提案書等に基づく、対面によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を選定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。
 - ・ただし、6割以上の点数を得られなかった場合は、契約の相手方候補者として選定しない。
- (2) 選定委員会（プレゼンテーション審査）の実施

① 日時：令和6年8月27日（火曜）（予定）

※実施日時は変更になることがある。

※開催形式含め、応募者に別途連絡をする

② 内容：企画提案書によりプレゼンテーションすること。

※当日、企画提案書は10部、を持参すること。

※写真、パンフレット等の補足資料がある場合は、A4サイズで計20ページ以内とし、10部、を持参すること。

※プレゼンテーションの説明者は、実際に本業務に携わるスタッフとすること。

(3) 評価基準

次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

評価項目		点数
1	スケジュール 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・現実的かつ合理的なスケジュールとなっているか。・事業実施のために必要となる資格や経験を有した人員を配置するとともに、緊急時も含めた十分な連絡体制を取っているか。・イベントの企画から事前準備、当日運営を一体となって対応することが可能な体制となっているか。 30点
2	イベント企画	<ul style="list-style-type: none">・阪神・淡路大震災発生から30年を迎えた神戸の現在の姿と、レジリエントな都市として未来に進化していく姿を広く発信する、震災30年事業にふさわしいイベントが提案されているか。・多様な世代、幅広い層、大勢の人に来場してもらえるイベントが提案されているか。・事業者が有する専門的知見やノウハウ、ネットワークを活用した独自の企画提案となっているか。・各会場を有効活用し、各会場間の回遊性が生まれるようなイベントが提案されているか。・実効性が担保された内容の企画を提案できているか。 40点
3	広報	<ul style="list-style-type: none">・具体的かつ効果的な広報手法が提案されているか。 10点
4	地域性	<ul style="list-style-type: none">・提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか（本店10点、支店等5点） 10点
5	見積金額	<ul style="list-style-type: none">・（全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格）×10点（小数点以下切捨て） 10点
合計		100点

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本要領に定める契約上限額を超過しているとき。

(5) 選定結果の通知

- ① 選定結果は、決定後速やかに応募者全員に通知するとともに、神戸市ホームページに掲載する。
- ② 応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、受託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く）以内に書面等により回答する。理由の説明については、原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9. 注意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。
- (2) 参加申込書や企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、選定結果の如何に関わらず提案者の負担とする。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式9号）」を本要領10の担当部署に届け出ること。

10 担当部署・連絡先

神戸市企画調整局調整課 有馬・林・野畑

【所在地】〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館12階

【電話番号】078-322-5058

【電子メール】quake30@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いいたします。